

短期間就労者（パートタイマー）の方の 労働保険・社会保険の基礎知識

ここには一般的な例を掲載しました。例外もありますので、あくまで目安としてご覧ください。

健康保険 社会保険 厚生年金

【被保険者の要件は】

事業所において、就業規則（時間、日数）で定める3/4以上働いていれば被保険者となります。

【保険料は】

賃金（標準報酬月額）の100.0/1000（山形県：28年3月現在）を労使で折半し負担します。（上記の保険料率は全国健康保険協会管掌健康保険の場合の山形県の料率です。都道府県ごとに保険料率が定められています。組管管掌健康保険の場合はそれぞれの組合の料率が適用されます。他に40歳以上65歳未満の方については介護保険料を15.8/1000で負担します。総報酬制が導入になり、賞与にも同率の保険料が賦課されます。）

【給付は】

傷病、出産、死亡などの場合、各種給付が受けられます。

【お問い合わせは】

全国健康保険協会山形支部 ☎023-629-7225

【被保険者の要件は】

健康保険と同一の要件です。

【保険料は】

賃金（標準報酬月額）の181.82/1000（28年9月から）を労使で折半し負担します（毎年9月改定）。
総報酬制により賞与にも同率の保険料が賦課されます。

【給付は】

老齢、障害、遺族給付が受けられます。

【お問い合わせは】

山形年金事務所 ☎023-645-5111

あなたの就職をサポートする ハローワークやまがた ご利用ガイド

〒990-0813 山形市松町2-6-13 TEL 023-684-1521(代表)

ホームページ <http://yamagata-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/>

No. 6

ご利用ガイドはNo.1～No.10まであります。このガイドは

No.1 ハローワークやまがたと附属施設	No.6 パートタイマー
No.2 退職前後にすべきこと	No.7 新規学卒者
No.3 求人情報を入手する	No.8 職業訓練
No.4 専門相談窓口のご案内	No.9 就職活動を応援するサイト
No.5 選考・面接	No.10 ハローワークプラザやまがた

パートタイマー



一般的には

勤務時間が短い労働者をパートタイマーと呼びます。しかし、事業所によっては、正社員と勤務時間がほとんど変わらない非正社員、またはアルバイト従業員のことを「パート」と称している場合があり、解釈はあいまいなようです。

法律上は

『短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）』では、「同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」と規定しています。

就職活動の前に、ちょっとアドバイス

■家族の理解と協力

仕事と家事の両立は決して易しいものではありません。まず、あなたが仕事に出ることについて家族の方の理解は得られていますか？場合によっては家事の分担を見直す必要があるかもしれません。

家族やまわりの方の協力が得られるよう、よく話し合ってみましょう。

■希望の仕事（職種）は？

希望の仕事（職種）がある程度イメージされていると探しやすくなります。

その反面、過去の経験や特定の職種にこだわり過ぎると、希望の求人が見つからず、就職までに時間がかかる場合があります。

働く目的と希望条件の優先順位をはっきりさせて、現実的な選択をすることが必要です。

■働ける条件を整理して

「子供が学校に行っている間の仕事に就きたい」または「被扶養者のままで働きたい」など、家庭生活と切り離せない条件があります（勤務時間、休日、賃金等）。

こうした条件については、家族とよく相談することが大事です。



パートタイマーの労働法入門

パートタイマーにも雇用労働者としての労働基準法をはじめとする労働者保護に関する法令が原則として適用されます。

労働者としての権利が保障されると同時に、当然ながら労働者としての義務も生じます。

雇用契約

雇用期間、勤務時間、休日、賃金などの労働条件は、「雇入通知書」などの文書で通知することになっています。

解雇

正当な理由なくして解雇はできません。正当な理由でやむを得ず解雇する場合は、30日前の予告か、または予告手当の支払いが義務付けられています。

年次有給休暇

6カ月以上続けて勤務し、8割以上出勤していれば年次有給休暇が付与されます。日数は、週または1年間の所定労働日数によって異なります。

退職

労働者が退職を申し入れる場合もルールがあります。突然の退職はトラブルのもとです。就業規則の規定に従ってください。民法では遅くとも2週間前には申し出ることとされています。

短期間就労者（パートタイマー）の方の 労働保険・社会保険の基礎知識

ここには一般的な例を掲載しました。例外もありますので、あくまで目安としてご覧ください。

雇用保険

【被保険者の要件は】

- ①1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ②31日以上引き続き雇用されることが見込まれること。
- ③雇入れ時に65歳未満であること。ただし平成29年1月1日より、65歳以上の雇用者についても対象。（平成28年12月31日までは65歳以上の雇用者は雇用保険の適用除外。）

【保険料は】

賃金の4/1000または5/1000（平成28年4月1日から適用）が本人負担分として給与から控除されます。

【給付は】

被保険者が離職し受給資格がある場合は、求職者給付（基本手当）が一定期間（所定給付日数）支給されます。在職中の被保険者が要件を満たし受給資格がある場合は雇用継続給付（高齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付）が支給されます。

【お問い合わせは】

ハローワークやまがた ☎023-684-1521

労働保険

労災保険

【被保険者の要件は】

正社員、パート、アルバイト等の雇用形態を問いません。1日でも働けば労災保険に加入することになっています。

【保険料は】

事業主が全額負担し、本人負担はありません。

【給付は】

仕事や通勤途中で傷病、死亡した場合、各種給付が受けられます。

【お問い合わせは】

山形労働基準監督署 ☎023-624-6211